

「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」に係る ワーキンググループにおける主なご意見

※ 平成 23 年 2 月 25 日から 5 回にわたって開催した「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」に係るワーキング・グループにおける主なご意見を整理したものであり、ワーキング・グループにおいて合意に至ったものではない。

1. 財政基盤強化策の方向性について

- 将来的に、医療費の増加に伴い、保険料負担の増加は不可避。被保険者の保険料負担が限界に達している保険者も多く、公費負担割合を 50% 以上とすることも検討すべき。
- 公費負担割合（給付費の 50%）を見直すことができれば根本的な解決につながるが、現実的には、低所得者対策とした方が国民の理解を得やすい。両にらみで対応することが適当ではないか。
- 被用者保険の保険料負担と同じ程度とするために、どれだけの公費負担が必要か、今回の保険料軽減制度の拡大によって、法定外一般会計繰入れがどの程度減少するのかという観点から必要な財政基盤の強化策を検討してはどうか。
- 法定外一般会計繰入れが 3600 億円あり、医療費や後期高齢者支援金は今後も増加することから、将来的な財政運営の安定のためには、公費拡充の規模は、社会保障・税一体改革に盛り込まれた 2200 億円では足りないのではないか。
- これまで法定外一般会計繰入れを行わず、保険料の引き上げに努力してきた市町村もあり、法定外一般会計繰入れを補填する形で直接財政支援することは不公平感を生む。
- 各保険者の一般会計繰入れの要因は様々であり、法定外一般会計繰入れのすべてを公費支援の対象とする必要はないのではないか。

2. 財政基盤強化策の具体的な内容について

ア. 保険料財源の確保の方策

- 所得割の料率が高い保険者では、所得 500 万円程度の間所得の世帯でも限度額に達している。賦課限度額を引き上げると、中間所得者層の負担増、収納率への悪影響などが懸念される。
- 賦課限度額を緩やかに引き上げることは必要であるが、所得水準が上がらない中、賦課限度額を急激に引き上げることは困難。

イ. 低所得者の負担軽減

- 保険料軽減の拡大は、法定外一般会計繰入を実施していない保険者には、財政面で直接のメリットは限定的であるが、収納率の向上や、保険料が高いといった苦情減少に伴う事務サービスの向上が期待できる。
- 中核市の中でも所得割保険料に 3 倍の格差がある状況であり、所得格差を是正するような財政支援は必要。

ウ. 低所得者が多い保険者に対する財政支援

- 給付費が伸びる一方で、課税所得は低下し、保険料を引き上げざるを得ない状況にあることから、応能保険料に対する支援をさらに拡充すべき。

エ. 市町村国保間の財政調整機能の強化

- 都道府県調整交付金については、明確なルールを確立することが必要。
- 都道府県調整交付金のうち 1 号交付金は、多くの都道府県で給付費に応じて一律に交付しており、市町村ごとの所得の格差を埋められていないのではないかと懸念される。
- 国の普通調整交付金の機能を強化すべき。

オ. 医療保険全体における負担軽減と財政調整の強化

- 医療保険全体における負担軽減と財政調整の強化については、公費の拡充や医療保険の一元化への道筋を示すことを前提に検討してほしい。

3. 国と地方の役割分担

- 給付については、全国的にほぼ統一されているが、保険者間の保険料格差は大きい。こういった構造的問題の是正については、国・都道府県が強力にイニシアティブを取って、平準化の役割を果たすべき。
- 市町村には人材も権限もない中で、住民に一番近い団体ということで、市町村に多くのことを任せるのは限界がある。

4. 費用負担の在り方

- 低所得者層に対する保険料軽減を行う場合は、都道府県と市町村の負担増への財源の手当が不可欠である。
- 税源が移譲されるのであれば、地方が負担するという形でも良い。
- 保険料軽減の拡大は現行制度の拡充ということであれば、現行の費用負担割合（都道府県3：市町村1）が前提となるが、役割分担の議論を踏まえ整理する必要がある。

5. 財政運営の都道府県単位化

- 財政基盤の強化が行われないうまま、都道府県による国保の運営のみを既成事実化しても問題の解決にはならない。国保の構造問題の解決が前提。
- 保険料格差を考えると、都道府県単位化が必要ではないか。ただし、都道府県単位化だけでは財政基盤は強化されないため、一体改革の中でしっかり公費を拡充することが必要。
- 都道府県単位化を進める環境整備のために、所得格差、保険料格差の解消に向けて国と都道府県がイニシアティブを発揮してもらいたい。

